

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出について租税特別措置法	
「公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」といいます。）」により、地方公共団体等が、公共施設整備のために必要な土地を取得しやすくする制度が設けられています。この制度には公拡法第4条による届出（土地を譲渡しようとする場合の届出）と、公拡法第5条（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）による申出があります。 なお、公拡法の適用により契約が成立すると、租税特別措置法第34条の2第2項第4号の規定により、優遇措置（譲渡所得の特別控除額1,500万円）を受けることができます（税務署との協議が必要です。）。	
1 土地を有償譲渡する場合の「届出」（公拡法第4条による届出）	
(1) 届出の対象 ・都市計画区域内で、市街化区域の5,000平方メートル以上の土地 ・市街化区域を除く都市計画区域内の10,000平方メートル以上の土地 ・都市計画施設の区域内で、有償で譲渡する面積が100平方メートル以上の土地 ※都市計画施設とは、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画で定められた都市施設（道路、公園、河川、上下水道施設等）を指します。	
(2) 届け出の内容 ・土地の所在地 ・面積 ・譲渡の予定価格及び相手方	
(3) 留意事項 ・事前届出であるため、契約締結前に届出をしていただく必要があります。 ・公拡法の届出をした場合、一定期間、土地の譲渡が制限されます。 ア 届出をした日から起算して3週間を経過する日まで（買取を希望しない旨の通知があった場合はその日まで。）。 イ 買取希望がある旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間を経過する日まで（買取の協議が成立しないことが明らかになった場合は、その時まで。）。	
2 土地の買取を希望の場合の「申出」（公拡法第5条による申出）	
(1) 申出の対象 ・土地を有償譲渡する場合の届出の対象となる土地（公拡法第4条による届け出） ・都市計画区域内にある100平方メートル以上の土地 ※申出の土地について、申出のあった日から3週間以内に、買取りを希望する地方公共団体等の有無を通知いたします。	
届出様式等は、飯田市ウェブサイトをご覧ください。 https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/p0163.html	
問い合わせ先	企画課 企画調整係 電話 0265-22-4511 内線 2223